

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番3号
株式会社ダブルスタンダード
代表取締役社長 清水 康裕

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見えない中、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、当日は株主総会へのご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき**2021年6月28日（月曜日）午後6時までに**到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日） 午後1時
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル東館13階
TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13B
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

■株主総会に関する注意事項

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://double-std.com/ir_news/) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会でのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について＞

- ◎株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
- ◎受付には、非接触式検温器・自動手指消毒器を設置しております。
- ◎株主総会のご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願いいたします。
- ◎ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方等におかれましては、ご出席を見合わせることもご検討ください。
- ◎ご出席くださる株主様及び運営スタッフの健康・安全のため、株主総会の会場ではマスクの着用や受付での検温・消毒を義務付けさせていただきます。
- ◎当日、検温時に発熱があると認められる場合、入場をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。
- ◎今後の状況変化により、株主総会の運営に変更が生ずる場合がございますので、適宜当社ウェブサイトをご確認ください。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大とその懸念により、個人消費と企業活動に自粛が始まり、景気の減速懸念の高まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、ビッグデータの活用や情報セキュリティ強化、ITインフラ整備といった、ビジネスを「成長」「変革」させるための戦略的な投資が堅調に持続しました。

このような経営環境において、当社グループにおきましては、期初に掲げたトップラインの更なる成長を達成させるべく、ストック報酬型のビッグデータ関連事業及びビッグデータ関連技術を活用したサービス企画開発事業を軸に新規顧客開拓及び既存顧客へのアップセルならびに新規サービス受注に努めてきたことにより売上高を大幅に拡大することができました。しかしながら、今後の案件増加を見据え、社内リソースを有効活用すべく外部パートナーとの連携を強化したことや既存サービスにおけるシステム改修及び新サービス開発を進めるための先行投資といった外注費の増加を主因として利益面は微増となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響につきましては、従業員の安全確保のための時差出勤や在宅勤務により安全に配慮しながら事業を継続しておりますが、顧客コミュニケーションの遅延等の影響を受け、一部案件においてサービス開始の遅延が発生いたしました。

この結果、業績につきましては、売上高4,411百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益1,108百万円（同0.7%増）、経常利益1,113百万円（同0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益747百万円（同0.2%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

日本国内においては、ブロードバンド通信環境の整備に伴い、インターネットを基盤にした事業が消費者向け法人向けを問わず拡大してまいりました。また、クラウドサービスの拡大、モバイル端末の業務利用普及、ビッグデータ関連など、ITサービスの分野においては技術の開発・保有から蓄積したナレッジ・ノウハウを生かしたサービスの提供へと転換期を迎えております。

一方で、インターネット市場は技術革新が早く、また、市場が拡大する中でサービスも多様化しております。ビッグデータに対しては、消費者ニーズの新規開拓や競合企業間での競争に打ち勝つための新規サービス開発・提供といったことが期待されています。このような環境の中、当社グループはビッグデータを活用した顧客企業の事業および業務改善支援ならびにビッグデータ処理で培った「技術・知見」と企画アイディアとを融合させた新たな事業企画立案サービスの提供事業を展開しております。

①人材の確保と育成及び組織体制の強化

技術革新が続くインターネット業界において、先端領域で活躍できる人材を当社グループ内で継続的に確保していくことは、当社グループの事業成長における重要課題であります。

また、事業の多角化及び拡大に伴い、高い専門性を有する人材及び管理職の獲得が必要であるとともに、中期的には、新卒採用を含む当社グループ内における教育研修の一層の充実を図り、安定的かつ優秀な人材確保に努めていく方針であります。

②顧客満足度の向上

当社グループの事業領域においては、参入障壁の低さゆえ、さまざまな事業者が参入してくることが想定されます。当社グループは、業界においてこれら競合に巻き込まれにくいポジションを確立するため、顧客企業等から信頼性向上及び業界内におけるプレゼンス強化を図っていくことが重要であるものと考えております。

このため、顧客企業等に対する最適な提案及び受注プロジェクトの着実な遂行等を行い、また、顧客に対する継続的な情報提供や主要プロジェクトにおける経営陣によるフォローアップの実施等をしていくことにより、顧客満足度の向上を図っていく方針であります。

③事業領域の拡大

インターネット関連市場の拡大に伴い、顧客が求めるサービスのニーズは多様化しております。当社グループはこれら顧客に対応したサービス拡充を行っていくことが、当社グループの事業展開における一層の付加価値向上につながるものと考えており、当社の既存事業と事業シナジーを有する周辺業務については積極的に事業領域の拡大を検討していく方針であります。当該事業領域の拡大については、自社においてスキルを有する人材の採用又は他の専門性を有する事業者との提携により行っていくことを基本としておりますが、必要に応じて企業の買収等も検討していく方針であります。

④システムの強化について

当社グループの事業において、サービスの提供にかかるシステムの重要性は極めて高いものであり、当該システムを安定的に稼働させることが事業展開上重要であります。業務の特性上、膨大なトラフィック処理をするため、継続したサーバー機器の増設及びその負担分散等にかかる投資が必要となります。当社は、今後においてもシステム強化を継続していく方針であります。

⑤内部管理体制の強化

当社グループが企業価値を向上させ、社会的信頼を持続させていくためには、内部管理体制の充実が不可欠であると考えております。そのため、財務報告にかかる内部統制システムの整備をはじめとして、必要な組織体制や仕組みを構築し、経営の公正性、透明性を確保するための体制強化に取り組む方針であります。

⑥営業力の強化

当社グループでは、既存の取引先とビジネスパートナーとしての信頼関係を保ちながら、新サービスの開発・投入を積極的に行い、市場シェアを拡大する必要があると考えます。そのため、新規取引先の開拓に当たっては、これまで蓄積してきたノウハウを効果的に生かし、顧客のニーズに対する提案営業を強化しております。このような営業スタイルを徹底することで、顧客への提案力強化（顧客ニーズへの対応力、課題解決力の強化）、受注獲得率の向上を目指してまいります。

⑦CSRの推進

当社グループでは、当社グループが社会の一員として存続していくためには、様々なステークホルダーに対して社会的な責任を果たしていくことが必要だと考えております。社会や地域とのつながりを重視し、社会環境の整備に資する活動に取り組む等、企業価値の向上につなげる活動を積極的に推進してまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	第6期 自 2017年4月 至 2018年3月	第7期 自 2018年4月 至 2019年3月	第8期 自 2019年4月 至 2020年3月	第9期 自 2020年4月 至 2021年3月
売上高 (千円)	1,997,206	2,812,981	3,667,107	4,411,540
経常利益 (千円)	559,971	876,333	1,105,758	1,113,238
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	324,064	585,357	745,673	747,205
1株当たり 当期純利益 (円)	48.51	87.07	110.77	110.05
総資産 (千円)	1,611,725	2,171,218	2,920,286	3,465,647
純資産 (千円)	1,270,868	1,722,424	2,303,848	2,779,737
1株当たり 純資産額 (円)	189.12	255.93	339.31	409.40

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社LITTLE DISCOVERY	5百万円	100%	WEBマーケティング事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

WEBマーケティング事業

顧客企業のWEB戦略を支援・強化するソフトウェア開発及び業務効率化を実現させるサービスの提供であり、これに係るコンサルティング業務等も含んでおります。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

本社 東京都港区赤坂三丁目3番3号

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	1名増	35.7歳	2.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数は含んでおりません。

(8) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は20,834千円であり、その主なものは、自社システムの改修等によるソフトウェアの取得によるものであります。

(9) 資金調達の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 6,789,725株（自己株式275株を除く）
(3) 株主数 3,609名
(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
中島 正三	2,203,500	32.45
SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社	1,205,800	17.76
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY	341,400	5.03
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	284,600	4.19
清水 康裕	250,000	3.68
本田 浩之	230,000	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	168,700	2.48
インキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合（赤浦口）	120,000	1.77
赤浦 徹	120,000	1.77
SBI損害保険株式会社	67,000	0.99

（注）持株比率は、自己株式（275株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度末日における当社役員の保有状況
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役	清水 康裕	株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役 株式会社アスタース 取締役
取締役	中島 正三	株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役
取締役	飯島 学	
取締役	徳永 博久	エブレン株式会社 監査役
常勤監査役	大島 康則	
監査役	松井 敬一	K&HIRO株式会社 代表取締役
監査役	塚田 和哉	株式会社LITTLE DISCOVERY 監査役
監査役	赤浦 徹	株式会社エスプール 取締役 株式会社エイ・アイ・シー 取締役 株式会社jig.jp 取締役 Sansan株式会社 取締役 インキュベイトキャピタル株式会社 代表取締役 株式会社ワークハピネス 取締役 株式会社スピカ 取締役 株式会社retro 取締役 ClipLine株式会社 取締役 Crevo株式会社 取締役 株式会社ゆめみ 取締役 IFホールディングス株式会社 代表取締役 株式会社ispace 取締役 ベルフェイス株式会社 取締役 株式会社Hosty 監査役 株式会社岩谷技研 取締役

- (注) 1. 徳永博久氏は、社外取締役であります。同氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 大島康則氏、松井敬一氏、塚田和哉氏及び赤浦徹氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役の徳永博久氏及び監査役の塚田和哉氏を株式会社東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役の塚田和哉氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中に、第8回定時株主総会終結の時をもって、取締役の本田浩之氏が辞任による退任をいたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び「重要な子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役及び監査役、執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

(1) 報酬の決定に関する方針

当社の取締役の報酬については、基本報酬のみの月例の固定報酬（金銭報酬）で構成することとしております。取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内（うち社外取締役15,000千円、ただし、使用人部分は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内であります。各報酬の決定に関しては、以下に記載の参考値を参考に上記の報酬限度額の範囲内で取締役会において決定しております。

報酬内容	参考値
基本報酬	当社業績、経営内容、社会情勢、各々の役割に応じた貢献度合い、在任年数、他社水準等

(2) 報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

上記記載の方針をもとに取締役会で決定しているため、上記方針に沿うものであると判断しております。

(3) 役員報酬にかかる株主総会の決議年月日

金銭報酬については、2019年6月27日開催の第7回定時株主総会において決議をいただいております。なお、取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議による旨を定款に定めております。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	5名（2名）	78,450千円（3,600千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	10,350千円（10,350千円）
合 計（うち社外役員）	9名（6名）	88,800千円（13,950千円）

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第7回定時株主総会において、取締役4名（うち社外取締役2名）に対し年額100,000千円以内（うち社外取締役15,000千円、ただし、使用人部分は含まない。）と決議をいただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第7回定時株主総会において、監査役4名（うち社外取締役4名）に対し年額40,000千円以内と決議をいただいております。

4. 期末現在の人員数は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外取締役4名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年6月26日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためです。

③報当事業年度における事業期間中の報酬決定プロセス

(1) 「報酬の決定に関する方針」の決定権限を有する者、権限の内容・裁量範囲、権限を委任した理由

決定権限を有する者	代表取締役 清水 康裕
権限の内容・裁量範囲	取締役会に一任された内容及び裁量範囲内
権限を委任した理由	適正かつ効率的に決定を行うため

(2) 任意の報酬委員会等

該当する委員会はございません。

(3) 報酬額の決定過程における取締役会の活動

第8回定時株主総会後開催の取締役会にて、第9期事業年度における報酬額を決定しております。

(4) 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置

一任された代表取締役については、他の取締役との協議等を重ね決定しており、また常勤監査役によるチェックを受けております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	主な活動状況
徳永 博久	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から特にリスク管理、企業法務の観点で質問や意見等を発し、取締役会の意思決定の妥当性、業務の適正性を確保するための助言や提言を行っております。
大島 康則	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には13回中13回出席し、出身分野である金融業界での業務を通じて培った見地から特に内部統制の観点で質問、意見等を発し、常勤監査役としてガバナンス強化のための助言、提言を行っております。
松井 敬一	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には13回中13回出席し、会社経営者として培った豊富な経験と幅広い見識から特に経営資源配分、資本効率向上の観点で質問、意見等を発し、経営全般の観点から適宜助言、提言を行っております。
塚田 和哉	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には13回中13回出席し、公認会計士としての専門的な見地から特に財務、会計の観点で質問や意見等を発し、業務の適正性の確保について適宜助言、提言を行っております。
赤浦 徹	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、監査役会には13回中13回出席し、経営者としての専門的な見地から特にIT事業、投資事業を通じた投資者観点で質問、意見等を発し、経営全般及び適正性の確保について適宜助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当社監査役会がUHY東京監査法人の報酬等に同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業の健全で持続的な発展のために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要課題であると考え、業務の適正を確保するための体制等の整備についての基本方針を以下のとおり定めており、この基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及びその他の社内規程を遵守するための「行動規範」を策定し、適正かつ健全な企業活動を行います。
- (2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督します。
- (3) 「コンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置してコンプライアンス体制の構築・維持に努めます。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
- (2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、経営上の重大なリスク、その他様々なリスクに対処するため、「リスク管理規程」等を整備し、適切に管理体制を構築します。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、対策本部等を設置し、適切かつ迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催します。
- (2) 監査役は、取締役の職務執行の妥当性・効率性を監督します。
- (3) 意思決定に第三者の視点を加え、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を招聘します。

⑤当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社及び子会社等の遵法体制、業務の適正を確保するための体制整備に関する指導及び支援を行います。
- (2) 当社は、当社及び子会社等における経営の健全性及び効率性の向上を図るため、子会社等と事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、管理部等の使用人に監査業務及び日常業務について補助を受けることができるものとします。
- (2) 補助を行う使用人は、その補助に関して取締役の指揮等を受けないものとします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書等を閲覧し、取締役及び使用人に職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実のほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、内部監査部門と定期的に随時に情報交換及び協議を行い、相互の連携を図り、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるものとします。
- (2) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、定期的及び随時に情報交換及び協議を行い相互の連携を図るものとします。

⑨反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「行動規範」等において、反社会的勢力とは一切の関係をもたないこと、不当な要求には断固として拒絶することを明言し、対応方法等を整備し周知を図っています。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、当社各部門及びグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,112,743	流動負債	682,225
現金及び預金	2,629,959	買掛金	322,841
売掛金	389,069	未払金	64,034
仕掛品	33,187	未払費用	7,989
前払費用	7,605	未払法人税等	212,388
その他	52,921	未払消費税等	67,104
固定資産	352,904	前受金	2,682
有形固定資産	37,107	その他	5,182
建物	25,247	固定負債	3,685
工具、器具及び備品	11,860	繰延税金負債	3,685
無形固定資産	36,012	負債合計	685,910
ソフトウェア	35,749	純 資 産 の 部	
商標権	263	株主資本	2,781,255
投資その他の資産	279,784	資本金	263,778
投資有価証券	216,266	資本剰余金	253,298
繰延税金資産	15,270	利益剰余金	2,265,100
敷金及び保証金	48,247	自己株式	△920
		その他の包括利益累計額	△1,518
		その他有価証券評価差額金	△1,518
		純資産合計	2,779,737
資産合計	3,465,647	負債純資産合計	3,465,647

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,411,540
売上原価		2,670,504
売上総利益		1,741,035
販売費及び一般管理費		632,186
営業利益		1,108,849
営業外収益		
持分法による投資利益	14,335	
その他	207	14,542
営業外費用		
寄付金	10,000	
その他	153	10,153
経常利益		1,113,238
特別損失		
投資有価証券評価損	27,852	27,852
税金等調整前当期純利益		1,085,386
法人税、住民税及び事業税	328,747	
法人税等調整額	9,433	338,181
当期純利益		747,205
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		747,205

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	263,778	253,298	1,789,486	△607	2,305,954
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△271,591	—	△271,591
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	747,205	—	747,205
自己株式の取得	—	—	—	△312	△312
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	475,613	△312	475,300
当 期 末 残 高	263,778	253,298	2,265,100	△920	2,781,255

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△2,105	△2,105	2,303,848
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△271,591
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	—	747,205
自己株式の取得	—	—	△312
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	587	587	587
当 期 変 動 額 合 計	587	587	475,888
当 期 末 残 高	△1,518	△1,518	2,779,737

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 1 社
- ② 連結子会社の名称 株式会社LITTLE DISCOVERY

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称
持分法を適用した非連結子会社の数 なし
持分法適用関連会社の数 1 社
株式会社アスタース
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び会社の名称
持分法を適用していない非連結子会社の数 なし
持分法を適用していない関連会社の数 なし

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法により評価しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…移動平均法による原価法により評価しております。

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13～15年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産…定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

64,927千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,790,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2020年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	271,591千円	40円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年 6月29日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	373,434千円	55円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。また、資金調達については自己資本による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクに対しては、取引先の信用状態を調査し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。買掛金及び未払金は、2ヶ月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,629,959	2,629,959	—
(2) 売掛金	389,069	389,069	—
資産計	3,019,028	3,019,028	—
(1) 買掛金	322,841	322,841	—
(2) 未払金	64,034	64,034	—
(3) 未払法人税等	212,388	212,388	—
負債計	599,265	599,265	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	48,247
非上場株式（投資有価証券）	216,266

非上場株式については、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であります。
敷金及び保証金については、市場価格がなく、実質的な預託期間を算定することが困難であることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

409円40銭

(2) 1株当たり当期純利益

110円05銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,117,743	流動負債	665,677
現金及び預金	1,719,868	買掛金	307,880
売掛金	336,938	未払金	62,632
仕掛品	33,187	未払費用	7,989
前払費用	6,779	未払法人税等	212,241
未収入金	20,970	未払消費税等	67,104
固定資産	308,057	前受金	2,682
有形固定資産	37,107	その他	5,145
建物	25,247	負債合計	665,677
工具、器具及び備品	11,860	純 資 産 の 部	
無形固定資産	36,012	株主資本	1,761,642
ソフトウェア	35,749	資本金	263,778
商標権	263	資本剰余金	253,298
投資その他の資産	234,936	資本準備金	250,298
投資有価証券	110,639	その他資本剰余金	3,000
関係会社株式	60,780	利益剰余金	1,245,486
繰延税金資産	15,270	その他利益剰余金	1,245,486
敷金及び保証金	48,247	繰越利益剰余金	1,245,486
		自己株式	△920
		評価・換算差額等	△1,518
		その他有価証券評価差額金	△1,518
		純資産合計	1,760,123
資産合計	2,425,800	負債純資産合計	2,425,800

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,931,818
売上原価		2,527,388
売上総利益		1,404,430
販売費及び一般管理費		414,937
営業利益		989,492
営業外収益		
その他	203	203
営業外費用		
寄付金	10,000	
その他	153	10,153
経常利益		979,543
特別損失		
投資有価証券評価損	27,852	27,852
税引前当期純利益		951,691
法人税、住民税及び事業税	296,733	
法人税等調整額	1,077	297,810
当期純利益		653,880

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	263,778	250,298	3,000	253,298	863,198	863,198
当事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	653,880	653,880
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△271,591	△271,591
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	382,288	382,288
当 期 末 残 高	263,778	250,298	3,000	253,298	1,245,486	1,245,486

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△607	1,379,666	△2,105	△2,105	1,377,560
当事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	—	653,880	—	—	653,880
剰 余 金 の 配 当	—	△271,591	—	—	△271,591
自 己 株 式 の 取 得	△312	△312	—	—	△312
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	587	587	587
事業年度中の変動額合計	△312	381,975	587	587	382,563
当 期 末 残 高	△920	1,761,637	△1,518	△1,518	1,760,123

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

②その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 13～15年

工具、器具及び備品 4～10年

②無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

63,245千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 31,279千円

短期金銭債務 61,655千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引 393,497千円

営業取引以外の取引 —

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	205株	70株	—	275株

(注) 普通株式の自己株式の増加70株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 11,633千円

その他 3,637千円

繰延税金資産合計 15,270千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 —

繰延税金資産の純額 15,270千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引の 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	(株)LITTLE DISCOVERY	所有 直接 100.0	業務受託 業務委託 役員の兼任	役務提供 業務委託 経費の立替	95,483 5,160 214,738	売掛金 未収入金 買掛金	10,646 20,632 473
関連 会社	(株)アスタース	所有 直接 35.9	業務委託 開発委託 役員の兼任	業務委託 通信関係費	152,468 140,386	買掛金	61,182

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、事業内容を勘案して両者協議のうえ決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産
259円23銭
- (2) 1株当たり当期純利益
96円30銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ダブルスタンダード
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

鹿 目 達 也 ⑨

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

片 岡 嘉 徳 ⑨

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダブルスタンダード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社ダブルスタンダード
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 鹿 目 達 也 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 片 岡 嘉 徳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダブルスタンダードの2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株 式 会 社 ダ ブ ル ス タ ン ダ ー ド 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 大 島 康 則 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 松 井 敬 一 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 塚 田 和 哉 ㊞

監 査 役 (社外監査役) 赤 浦 徹 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。配当につきましては、内部留保による財務体質の強化を図りつつ、連結業績及び財政状態を勘案しながら、利益配当を行っていく方針であります。

2021年3月期の期末配当につきましては、1株当たり55円の期末普通配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき55円 総額373,434,875円
- (3) 剰余金の配当がその効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営監視機能の強化を重要課題と位置付けております。この課題に適切に対応すべく、取締役会については、監督機能を強化し、業務執行については、取締役会による適切な監督のもと執行の迅速化と効率化を図るため、今般、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	第1章 総 則 (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 ＜削除＞ 3. 会計監査人
第2章 株 式 (基準日) 第12条 <条文省略> 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	第2章 株 式 (基準日) 第12条 <現行どおり> 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。	第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。
第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。 ＜新設＞	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は6名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。
(選任の方法) 第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <条文省略> (任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(選任の方法) 第20条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 2 <現行どおり> (任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任取締役又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 ＜新設＞ (取締役会の招集) 第22条 <条文省略> 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。 ＜新設＞ (取締役会議事録) 第25条 取締役会の議事録は、取締役会における議案、議事の経過の要領及びその結果、反対した者とその反対理由等、法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 2 <条文省略> (取締役会規程) 第26条 <条文省略> (代表取締役及び役付取締役) 第27条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選任する。 2 <条文省略> 3 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。	3 補欠又は増員により選任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、前任取締役又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。 4 補欠により選任した監査等委員である取締役の任期は、その前任の監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。 (取締役会の招集) 第22条 <現行どおり> 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第24条 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 (取締役会議事録) 第26条 取締役会の議事録は、取締役会における議案、議事の経過の要領及びその結果、反対した者とその反対理由等、法令で定める事項を記載又は記録し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 2 <現行どおり> (取締役会規程) 第27条 <現行どおり> (代表取締役及び役付取締役) 第28条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選任する。 2 <現行どおり> 3 取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第28条 < 条文省略 > (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の責任免除) 第29条 < 現行どおり > (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役及び監査役会	< 削除 >
(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	< 削除 >
(選任の方法) 第31条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	< 削除 >
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	< 削除 >
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	< 削除 >
(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	< 削除 >
2 監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	< 削除 >
(監査役会の決議) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	< 削除 >
(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。	< 削除 >
(常勤監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。	< 削除 >
(監査役の責任免除) 第37条 監査役がその任務を怠ったときは、当会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は総株主の同意がなければ全部免除することはできない。	< 削除 >
2 当会社は、会社法第426条第1項の規定に従い、前項における監査役 (監査役であった者を含む。) の責任について、法令が規定する最低責任限度額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。	< 削除 >

現行定款	変更案
3 当会社は、会社法第427条第1項の規定に従い、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 (監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。	<削除> <削除>
<新設> <新設> <新設> <新設> <新設> <新設>	第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。 (監査等委員会の招集) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員はこれに記名押印又は電子署名を行う。 (監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人 第39条～第40条 <条文省略> (会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 第42条 <条文省略>	第6章 会計監査人 第36条～第37条 <現行どおり> (会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 第39条 <現行どおり>
第7章 計算 第43条～第45条 <条文省略>	第7章 計算 第40条～第42条 <現行どおり>

【ご参考】監査等委員会設置会社への移行後の体制

監査等委員会設置会社への移行に係る議案をご承認いただきますと、以下の体制となります。

現在の体制			監査等委員会設置会社移行後の体制			
取締役 (4名)	社内	3名	取締役 (8名)	監査等委員でない 取締役	社内	3名
	社外	1			社外	2
監査役 (4名)	社内	0		監査等委員である 取締役	社内	0
	社外	4			社外	3

第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当		所有する当 社の株式数
1	しみず やすひろ 清水 康 裕 (1975年9月24日)	1999年4月 積水ハウス株式会社 入社 2001年8月 アートコーポレーション株式会社 入社 2005年9月 有限会社アックス 入社 2010年9月 パワーテクノロジー株式会社 (現：株式会社システムソフト) 入社 2014年1月 当社 代表取締役 (現任) 2014年1月 株式会社LITTLE DISCOVERY 代表取締役 (現任) 2014年5月 株式会社アスタース 取締役 (現任)		250,000株
2	なかじま しょうぞう 中 島 正 三 (1970年1月24日)	1994年4月 ソニー生命保険株式会社 入社 2000年9月 アクサ生命保険株式会社 入社 2001年11月 東京海上あんしん生命保険株式会社 (現：東京 海上日動あんしん生命保険株式会社) 入社 2003年4月 パワーテクノロジー株式会社 代表取締役 2004年6月 株式会社プレステージ・インターナショナル 取締役 2013年1月 株式会社システムソフト 取締役 2013年4月 当社 取締役 (現任) 2013年4月 株式会社LITTLE DISCOVERY 取締役 (現任)		2,203,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
3	い い じ ま ま な ぶ 飯 島 学 (1973年 1 月23日)	1995年 4 月 株式会社アドービジネスコンサルタント 入社 2002年 5 月 アクシスソフト株式会社 入社 2008年 4 月 株式会社CSKシステムズ 入社 2009年 9 月 株式会社アークテック 入社 2013年 5 月 株式会社システムソフト 入社 2018年 1 月 当社 入社 2020年 6 月 当社 取締役 (現任)	—
4	と く な が ひ ろ ひ さ 徳 永 博 久 (1972年 7 月24日) 社外取締役候補者	1996年 4 月 商工組合中央金庫 入庫 2003年11月 旧司法試験合格 (第58期修習) 2005年10月 東京地方検察庁 検察官検事 2006年 4 月 さいたま地方検察庁 検察官検事 2007年 4 月 小林総合法律事務所 弁護士 2009年 2 月 小笠原六川国際総合法律事務所 弁護士 2011年 1 月 同事務所 パートナー弁護士 (現任) 2012年 9 月 公益財団法人日本防犯安全振興財団 理事 2013年 6 月 同法人 監事 (現任) 2017年 6 月 当社 取締役 (現任) 2018年11月 エブレン株式会社 監査役 (現任)	—
5	あ か う ら と お る 赤 浦 徹 (1968年 8 月 7 日) 新任 社外取締役候補者 独立役員候補者	1991年 4 月 日本合同ファインナンス株式会社 (現:株式会社ジャフコ) 入社 1999年10月 独立開業 2000年 3 月 株式会社エスプール 取締役 (現任) 2003年10月 株式会社エイ・アイ・シー 取締役 (現任) 2005年 6 月 株式会社jig.jp 取締役 (現任) 2007年 8 月 Sansan株式会社 取締役 (現任) 2008年 7 月 インキュベイトキャピタル株式会社 代表取締役 2010年 2 月 株式会社ワークハビネス 取締役 (現任) 2014年 4 月 株式会社スピカ 取締役 (現任) 2014年 5 月 インキュベイトトラスト株式会社 取締役 2014年10月 当社 監査役 (現任) 2015年 3 月 株式会社retro 取締役 (現任) 2015年 3 月 ClipLine 株式会社 取締役 (現任) 2015年 4 月 Crevo株式会社 取締役 (現任) 2016年 6 月 株式会社ゆめみ 取締役 (現任) 2016年 7 月 Tyffon Inc. 取締役 2017年 3 月 TRANSIBLE株式会社 監査役 2017年 3 月 IFホールディングス株式会社 代表取締役 (現任) 2017年12月 株式会社ispace 取締役 (現任) 2018年 9 月 ベルフェイス株式会社 取締役 (現任) 2019年 1 月 株式会社Hosty 監査役 (現任) 2019年 7 月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長 (現任) 2020年11月 株式会社岩谷技研 取締役 (現任)	120,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、赤浦徹氏は当社主要株主であるインキュベイトファンド2号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、当社普通株主120,000株を所有しておりますが、同氏と当社との間には、その他に人的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

2. 徳永博久氏、赤浦徹氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。

①徳永博久氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な識見や高い見識・専門性を有しております。同氏の知見を当社経営に反映いただくとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行っていただけるものと考え、社外取締役といたしました。

②赤浦徹氏は、IT業界を中心とする豊富な経験に加え、事業法人の経営者として培われた識見を有しております。同氏の大局的かつ専門的な見地を当社経営に反映いただくとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行っていただけるものと判断し、社外取締役といたしました。

3. 徳永博久氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年です。赤浦徹氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年です。

4. 当社は、徳永博久氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、赤浦徹氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますため、新たに独立役員となる予定です。

5. 当社は、徳永博久氏、赤浦徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。徳永博久氏、赤浦徹氏は監査等委員でない取締役としての選任が承認された場合、両氏との間で当該責任限定契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案は、監査役会の同意を得ております。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに 当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
1	おおしま やすのり 大 島 康 則 (1950年2月24日) 社外取締役候補者 独立役員候補者	1976年4月 株式会社河合楽器製作所 入社 1980年10月 和光証券株式会社（現：みずほ証券株式会社）入 社 2010年3月 パワーテクノロジー株式会社（現：株式会社シ ステムソフト）入社 2010年3月 同社 内部監査室長 2014年6月 当社 監査役（現任）	—
2	まつい けいいち 松 井 敬 一 (1950年6月4日) 社外取締役候補者 独立役員候補者	1976年2月 ヒグチトラベル株式会社 入社 1981年8月 アートコーポレーション株式会社 入社 2004年12月 同社 常務取締役 2012年10月 K&HIRO株式会社 代表取締役（現任） 2015年5月 当社 監査役（現任）	—
3	つかだ かずや 塚 田 和 哉 (1968年3月9日) 社外取締役候補者	1993年10月 公認会計士第二次試験合格 1997年4月 公認会計士第三次試験合格 公認会計士登録 2002年1月 優成監査法人(現:太陽有限責任監査法人) 社員 2003年4月 塚田公認会計士事務所開設 2004年1月 税理士登録 2006年6月 ヴァイスコンサルティング株式会社 代表取締役 (現任) 2008年4月 税理士法人 HSG 代表社員（現任） 2009年7月 フロンティア監査法人 代表社員 2013年4月 同法人 監事（現任） 2013年4月 当社 監査役（現任） 2013年4月 株式会社LITTLE DISCOVERY 監査役（現任）	—

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大島康則氏、松井敬一氏、塚田和哉氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は次のとおりです。
- ①大島康則氏は、証券業界での長い経験から豊富な知識及び高い見識を有しておられます。現在当社の社外常勤監査役としてその職責を適切に果たしており、今後も公正中立な第三者的立場から客観的に当社の社外取締役としての役割を果たしていただけると判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。
- ②松井敬一氏は、事業会社での多岐にわたる経験から豊富な知識及び幅広い見識を有しており、会社経営の経験もございます。現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしており、今後も経営全般の重要事項について状況に応じた監査機能を十分果たしうると考え、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたく存じます。

- ③塚田和哉氏は、公認会計士として税務及び会計に関して豊富な知識と経験並びに長年にわたる企業監査における豊富な実績と高い見識を有しておられます。現在当社の社外監査役としてその職責を適切に果たしており、今後も公正中立な第三者的立場から客観的に当社の社外取締役としての役割を果たしていただけると判断し、同氏は監査等委員である社外取締役候補者としてたく存じます。
3. 当社は、塚田和哉氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、原案どおり同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、大島康則氏、松井敬一氏の両氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしておりますため、新たに独立役員となる予定です。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各候補者は監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、各候補者との間で当該責任限定契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用、及び被保険者に対してなされた損害賠償請求により被保険者が被った損害を会社が補償（会社補償）することによって生ずる損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締法規に違反することを認識しながら行った行為によって生ずる損害の場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員でない取締役の報酬額を、取締役員数の増加、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150,000千円以内（うち社外取締役20,000千円、ただし、使用人部分は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、支払うこととしています。

なお、報酬の決定について、代表取締役 清水康裕が決定権限を有し、権限の内容及び裁量範囲内は取締役会に一任された内容及び裁量範囲内とし、権限を委任した理由として適正かつ効率的に決定を行うためとしております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、員数や経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案し、支払うこととしています。

なお、報酬の決定について、代表取締役 清水康裕が決定権限を有し、権限の内容及び裁量範囲内は取締役会に一任された内容及び裁量範囲内とし、権限を委任した理由として適正かつ効率的に決定を行うためとしております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13B

東京都港区赤坂二丁目14番27号
国際新赤坂ビル東館 13階



交通手段

- | | | |
|--------------|-------|------------------|
| 東京メトロ千代田線 | | 赤坂駅5番a出口より徒歩1分 |
| 東京メトロ銀座線・南北線 | | 溜池山王駅10番出口より徒歩6分 |

株主総会でのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。